

第1章 大規模テロ等（緊急対処事態）とは

大規模テロ等（緊急対処事態）において実施する緊急対処保護措置は、武力攻撃事態等における国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処など）の内容、手続きに準じる。

本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「発生時の対処」などに関して、特に必要な事項を記載する。(*)

第1節 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

第2節 想定される事態類型

<<想定される事態類型と事例>>

| 事態類型 | 事例 |
|--------------------|--|
| (1) 危険物質を有する施設への攻撃 | 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 |
| (2) 大規模集客施設等への攻撃 | 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破 |
| (3) 大量殺傷物質による攻撃 | 炭疽菌、サリン等の大量散布 ダーティボム等の爆発による放射性物質の 拡散 |
| (4) 交通機関を破壊手段とした攻撃 | 航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ |

第3節 共通する特徴

- (1) 非国家組織等による攻撃
- (2) 突発的な事案発生
- (3) 発生当初は事故との判別が困難
- (4) 不特定多数の住民が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場など）で発生する可能性が高い

(*) 本編の規定は、本編において対応しようとする事案が結果的に武力攻撃事態等の認定につながった場合にも適用する。

第4節 指定前における事案発生への対処

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定や千代田区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われるまでは、区は、緊急に区民等の安全等を確保するため、区災害対策本部設置等の災害対策のしくみなどを活用し、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。^(*)

^(*) 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

第2章 初動対応力の強化

テロ等の発生時に住民等の避難や救助などを迅速に行うため、区が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等）や民間のライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。

平素及びテロ等の発生時、区、区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の管理者（以下施設管理者という。）、区を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関（以下「警察・消防・自衛隊等関係機関」という。）等が連携協力して対処する体制を構築する。

第1節 危機管理体制の強化

（1） 大規模集客施設等との連携

区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、都が設置する「テロ等の危機に関する事業者連絡会（平成18年9月設置）」に参画するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。

区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、政治・経済・社会活動に及ぼす影響を局限するため、区に所在する大使館・中央省庁・本社ビル・大規模集客施設・医療機関・大学・専門学校等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換等を行う。

（2） テロ対策「地域版パートナーシップ」を活用した連携体制

区は、「テロを許さない街づくり」の実現のため、「地域版パートナーシップ」を活用し、管轄警察署、関係行政機関、民間事業者と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の整備等に取り組む。

（3） 医療機関、大学及び研究機関等との連携

大規模テロ等の発生時に、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、区内に所在する医療機関等の専科・病床数等の対応能力を把握するとともに、人的・物的なネットワークや協力関係の構築に努める。また、知的資源を活用するため、区に所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

（4） 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に対して、必要な指導、助言を行う。

この場合、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導などの初動対応を重視する。

第2節 対処マニュアルの整備

（1）テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備

区は、都が作成する各種対処マニュアル及び区の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備^(*)する。

（2）区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等における対処マニュアルの整備促進

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して区等が作成する各種対処マニュアル及び当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請する。

第3節 発生現場における連携協力のための体制づくり

（1）大規模集客施設等との連携

区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、警察・消防・自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

（2）現地連絡調整所の運営等に関する協議

区は、テロ等の発生に応じて、現地で活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協議する。

第4節 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

区は、区が管理する施設、大規模集客施設や繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるように、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなどして、多様な情報伝達手段の確保に努める。

第5節 装備・資材の備蓄

区は、特に、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等で活動する職員の安全確保のために必要となる装備・資材等について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を考慮し、新たに備蓄又は調達を検討する。

(*) 既存の危機管理マニュアルの修正又は新たな整備

＜＜備蓄又は調達する資材の例＞＞

- ・ N（核物質）用の防塵マスク、線量計・線量計（サーベイメータ等）、放射線防護衣、手袋、ブーツ、ゴーグル（鉛入りガラス使用）
- ・ B（生物剤）用の感染症予防用マスク、消毒用噴霧器、消毒液（薬）
- ・ C（化学剤）用のガスマスク、ガス検知器、化学防護衣、化学防護服
- ・ 除染資器材（除染所用テント、除染装置、簡易プール等）

第6節 訓練等の実施

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練及びNBCに関する研修等を行う。

第7節 住民・昼間区民への啓発

区は、テロ等の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

区は、区外からの通勤者・観光客等に対しても、警察・消防等関係機関及び施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等を発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

第3章 平時における警戒

区は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

第1節 危機情報等の把握・活用

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。

区は、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

第2節 危機情報等の共有

区は、区危機管理連絡会議等を通じて、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

第3節 警戒対応

区は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、区危機管理指針に基づき、直ちに区が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等（必要に応じて区内に所在する中央省庁・本社ビル等を含む。）に対して警戒対応の強化を要請する。

第4章 発生時の対処

区は、大規模テロ等が発生した場合、国による区緊急対処事態対策本部設置指定の有無にかかわらず、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、被災者の救出・救助、住民等の避難等の初動対処に全力を挙げて取り組む。

国による事態認定や区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われていない段階では、区災害対策本部を設置して災害対策のしくみを活用して対処するなどにより、緊急対処保護措置に準じた措置を実施する。

第1節 国による区対策本部設置指定が行われている場合

区は、政府による緊急対処事態の認定及び区緊急対処事態対策本部の設置指示が行われている場合は、区緊急対処事態対策本部を設置し緊急対処保護措置を行う。

区は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて区緊急対処事態現地対策本部を設置する。

国の現地対策本部長が緊急対処事態合同対策協議会^(*)を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報の交換や相互協力を努めるものとする。

第2節 国による区対策本部設置指定が行われていない場合

区は、災害対策のしくみを活用して情報収集体制を確立し、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握するとともに、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察・消防・自衛隊等関係機関（必要に応じて区内に所在する大使館・中央省庁・本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に通報する。

また、区は、迅速的確に対処するため、区災害対策本部（政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合）を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び区緊急対処事態対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

^(*) 国の現地対策本部長は、緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する緊急対処保護措置について相互協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の緊急対処事態対策本部等による緊急対処事態合同対策協議会を開催するものとする。

第3節 区災害対策本部等による対応

（1）危機情報の収集・分析

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集・分析し、事案の把握に努める。

（2）現地連絡調整所の設置

区は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（或いは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

＜＜参加要請先＞＞

- ・区内を管轄する警察・消防・自衛隊、医療機関など、現地で活動している機関

（3）応急措置

① 被災者の救助、救援

区は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に十分な装備・資材を携行又は装着させる等、二次災害防止に努める。

② 被災者等の搬送

区は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の運送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

③ 避難の指示・誘導

区長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は都知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、当該住民等（必要に応じて区内に所在する大使館・中央省庁・本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。

ただし、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（地下街、地下鉄構内、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難の場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

区は、避難経路・避難所に速やかに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携の下、町会等・学校・事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服・腕章・旗・夜間照明等を携行させる。

④ 警戒区域の設定・周知

区は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は都知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて区内に所在する大使館・中央省庁・本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

⑤ 警戒対応の継続・強化

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、区が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

第4節 緊急対処事態対策本部への移行

政府による事態認定が行われ、国から区緊急対処事態対策本部の設置指定があった場合、区は、直ちに新たな体制に移行し、「区災害対策本部」を設置している場合は、これを廃止する。

<<緊急対処事態における警報>>

区長は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関係する機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第5章 大規模テロ等の類型に応じた対処

区は、テロ等が発生した場合の初動対応及び平素からの備えに関して、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意する。

第1節 危険物質を有する施設への攻撃

（1）攻撃による影響

可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

（2）平素の備え

① 危険物質等を有する施設との緊急連絡体制の整備

区は、事業者と協議の上、施設の実態に応じて、区及び関係機関と施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

区は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

（3）対処上の留意事項

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

第2節 大規模集客施設等への攻撃

（1）攻撃による影響

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は甚大なものとなる。

（2）平素の備え

① 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備

区は、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設）等の管理者と協議の上、施設の実態に応じて、区、関係機関、施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

区は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

③ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区は、区が管理する施設、大規模集客施設や繁華街等の不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかにできるように、放送事業者や電気通信事業者等に協力を依頼するなどして、インターネットをはじめとした多様な媒体を活用した情報伝達手段の確保に努める。

（3） 対処上の留意事項

① 施設管理者に対する措置の要請

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 警察等と連携した施設の警備強化
- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

② 支援・助言

区は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

第3節 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

（1） 攻撃による影響

ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。

住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じる恐れがある。

（2） 平素の備え

① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

② 人心不安への対策

ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱く恐れがあるため、区は、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

（3） 対処上の留意事項

① 初動対処

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定する

とともに、その区域外において住民等の安全確保及び、パニック防止のための措置を講じる。

② 避難の指示

区は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。

この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

③ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

④ 汚染への対処

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）及び汚水の処理等に協力する。

第4節 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

（1） 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生する恐れがある。

（2） 平素の備え

① 近隣区との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶ恐れがあるため、区は、近隣区との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

② 普及啓発

区は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

（3） 対応上の留意事項

① 初動対応

区は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

② 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京DMATにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

③ 感染への対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、感染の恐れのある区域・施設への立入制限、感染の恐れのある区域に所在する住民等の感染の恐れのない区域への避難誘導を適切に行う。

区は、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

- ・ 感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限
- ・ 感染範囲の把握
- ・ 消毒
- ・ ワクチン接種
- ・ 健康監視

第5節 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

（1） 攻撃による影響

屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生する恐れがある。

一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。

気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、地を這うように広がる。

（2） 平素の備え

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

また、サリン等の化学剤テロに使用される可能性が高い物質の盗難等に関する情報を入手したときは、サリン等防止法に基づき、警察・消防等に報告するとともに、必要な警戒対応を検討する。

（3） 対応上の留意事項

① 初動対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

② 避難の指示

区は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに風上であり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染の恐れのない区域に避難するよう指示する。

③ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京DMATにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

なお、その際、医師等に防護服等を着用させ、二次汚染を防止する。

④ 汚染への対応

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。また、災害現場において警察・消防等の現地活動機関が行う除染及び汚水の処理等に協力する。

第6節 交通機関を破壊手段とした攻撃

（1） 攻撃による影響

航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生する恐れがある。

爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来す恐れがある。

（2） 平素の備え

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

（3） 対応上の留意事項

区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導